

別紙様式2-1（処遇改善加算 総括表）

提出先	長崎県
-----	-----

福祉・介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書(令和7年度)

1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジンコトノウミカイ				
法人名	社会福祉法人ことの海会				
法人所在地	〒 856-0845 長崎県大村市大里町1150番地				
フリガナ	フルヤマ ユウコ				
書類作成担当者	古山 優子				
連絡先	電話番号 0957-47-5005	E-mail center@kotonoumi.com			

2 賃金改善計画: 加算額以上の賃金改善について(全体)

令和7年度に賃金改善が必要な額と賃金改善の見込額		
① 令和7年度の加算の見込額	a) 155,862,408	円
② 令和6年度の加算額のうち、令和7年度の賃金改善に充てるために繰り越す予定の額	b) 0	円
③ 令和7年度の賃金改善に充てる必要がある加算の見込額(賃金改善が必要な額)(a + b)	c) 155,862,408	円
④ 令和7年度の賃金改善の見込額 (③の額以上となること。障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等事業から人件費に充てた額を除く。)	d) 158,627,463	円

【記入上の注意】

- 障害福祉現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへつながるよう、令和6年度分の加算額の全額を令和6年度内の賃金改善に充てることは求めず、障害福祉サービス事業者等の判断により、その一部を令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることを認めている。令和7年度に繰り越す予定の額を(b)に記載すること。また、繰越分は全額令和7年度の賃金改善に充て、期間中に事業所が休廃止した場合には、必ず一時金等により福祉・介護職員その他の職員の賃金として配分すること。
- (d)には、令和6年度からの繰り越し分(b)の配分を含め、令和7年度に実施する賃金改善の見込額を計算し、記入すること。
その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 福祉・介護職員等処遇改善加算の要件について

(1)月額賃金改善要件 I (処遇改善加算IVの1/2以上の月額賃金改善) 【処遇改善加算 I ~ IV】

別紙様式2-2「①月額賃金改善要件 I」の欄から転記		
① 令和7年度の処遇改善加算IV相当の見込額の1/2	54,359,592	円
② 令和7年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額 (①の見込額以上となること)	135,966,396	円

【記入上の注意】

- 令和7年4月以降の処遇改善加算の配分方法のうち、基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)で行っている賃金改善の総額を記入してください。

(2)月額賃金改善要件 II (旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善) 【処遇改善加算 I ~ IV】

*令和7年3月時点で処遇改善加算V(1)・(3)・(5)・(6)・(8)・(10)・(11)・(12)・(14)を算定していた事業所のみ

別紙様式2-2「②月額賃金改善要件 II」の欄から転記		
_____	_____	_____

(3)キャリアパス要件 I・II(任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等)【処遇改善加算I～IV】

別紙様式2-2「③・④キャリアパス要件 I・II」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)

(4)キャリアパス要件III(昇給の仕組みの整備等)【処遇改善加算I～III】

別紙様式2-2「⑤キャリアパス要件III」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)

(5)キャリアパス要件IV(改善後の賃金要件)【処遇改善加算I・II】

別紙様式2-2「⑥キャリアパス要件IV」の欄から転記

□
□
□
□

(6)キャリアパス要件V(配置等要件)【処遇改善加算I】

別紙様式2-2「⑦キャリアパス要件V」の欄から転記

(7)職場環境等要件【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等事業の要件を満たしており、補助金を申請予定又は申請済であるため、
令和7年度中の職場環境等要件の適用が猶予される。



4 要件を満たすことの確認・証明

- 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認事項	証明する資料の例 (指定権者からの求めに応じて提出)	<input checked="" type="radio"/>
✓ 処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。 また、処遇改善加算による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	就業規則、給与規程、 給与明細等	<input checked="" type="radio"/>
✓ 令和7年度に繰り越す予定の額(2(②))がある場合は、全額、令和7年度の賃金改善に充てます。 期間中に事業所が休廃止した場合には、一時金等により福祉・介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、 給与明細等	<input checked="" type="radio"/>
✓ キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲのうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に書面を整備します。	就業規則、給与規程、 資質向上のための計画等	<input checked="" type="radio"/>
✓ 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—	<input type="radio"/>
✓ 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、 確定保険料申告書	<input checked="" type="radio"/>
✓ 本計画書の内容及び賃金改善の方法を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書	<input type="radio"/>
✓ 指定権者のホームページ等で申請先を確認しており、処遇改善加算の提出先として案内であった申請先に提出します。	—	<input type="radio"/>

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本様式への虚偽記載のほか、処遇改善加算の請求に関して不正があつた場合及び指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかつた場合は、障害福祉サービス等報酬の返還や指定取消となる場合がある。

<input checked="" type="radio"/>	本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いないこと及び 記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。
令和 7 年 4 月 14 日 法人名 社会福祉法人ことの海会 代表者 職名 理事長 氏名 芦塚 泰三	

(確認用) 提出前のチェックリスト

- 以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。
- ※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について	<input checked="" type="radio"/>
令和7年度に繰り越す予定の額を含む、令和7年度の賃金改善が必要な額以上の賃金改善を行う計画となっていること	<input checked="" type="radio"/>

3 福祉・介護職員等処遇改善加算の要件について		
(1) 月額賃金改善要件Ⅰ	処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善を行う計画になっていること	<input checked="" type="radio"/>
(2) 月額賃金改善要件Ⅱ	旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善を行う計画になっていること	<input type="radio"/>
(3) キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)の両方を満たすこと。 ただし、満たさない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に福祉・介護職員の任用要件・賃金体系を定めること及び研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること	<input checked="" type="radio"/>
(4) キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。 ただし、満たさない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に昇給の仕組みを整備することを誓約していること	<input checked="" type="radio"/>
(5) キャリアパス要件Ⅳ	改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になっていること。 ただし、満たさない場合は、小規模事業所等である等の理由を記載すること	<input checked="" type="radio"/>
(6) キャリアパス要件Ⅴ	キャリアパス要件Ⅴ(配置等要件)を満たすこと	<input checked="" type="radio"/>
(7) 職場環境等要件	障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等事業を申請予定若しくは申請済である又は各加算区分の算定に必要な要件を満たしていること 障害福祉サービス等情報公表システム等での見える化要件を満たすこと	<input checked="" type="radio"/>

4 要件を満たすことの確認・証明	<input checked="" type="radio"/>
・ 必要な項目が全て選択されていること	<input checked="" type="radio"/>
・ 誓約・記名が行われていること	<input checked="" type="radio"/>

別紙様式2-2(処遇改善加算 個票)

社会福祉法人ことの両会									
登記番号		事業所名		事業所の所在地		事業所の所在地		施設名	
登記番号	事業所番号	都道府県	市区町村	登記番号	事業所名	登記番号	市区町村	登記番号	施設名
44210500437	長崎県	大村市	鈴田の里	44210500437	長崎県	大村市	鈴田の里	44210500437	長崎県
44210500437	長崎県	大村市	鈴田の里	44210500437	長崎県	大村市	鈴田の里	44210500437	長崎県
44210400083	長崎県	諫早市	きばうの里	44210400083	長崎県	諫早市	きばうの里	44210400083	長崎県
44210400083	長崎県	諫早市	さつき園	44210400083	長崎県	大村市	さつき園	44210400083	長崎県
44210500430	長崎県	大村市	デイサービス施設	44210500430	長崎県	大村市	デイサービス施設	44210500430	長崎県
44210500569	長崎県	大村市	デイサービス施設	44210500569	長崎県	大村市	デイサービス施設	44210500569	長崎県
44210500585	長崎県	大村市	デイサービス施設	44210500585	長崎県	大村市	デイサービス施設	44210500585	長崎県

記入上の注意】 オレンジ色 ピンク色 必ず入力してください。空欄がある場合は不備となります。

処遇改善算算出額の合計[円] (別紙表2-1(2)の数)	155
うち、処遇改善相当の「1/2・男込額」の合計[円] (別紙表2-1(3)の数)	54

うち、「新たに増入する日」～「アッフ等相当の算込額[円]」
別紙表2-1(3)(1)～(2)。

記入人の注意
記入した年齢が年齢40万円以上であることは、処遇改善算算出額を含む金額で判断すること。

⑥キャリアバス要件IVについて「令和7年度の算定予定」について
改善後の資金が年額440万円以上となる者の数
処遇改善加算Ⅰ・Ⅱの算定を届け出た事業所数

○	○	○	○	○	○	○
①月額賃金要件 I ②月額賃金要件 II ③~④キャリアアバ ス要件 I・II ⑤キャリアアバス要 件 III ⑥キャリアアバス要 件 IV ⑦キャリアアバス要 件 V	新たに受け取る 旧ベースペック 相当の賃金を補 て算出する 算出額 1/2	月額賃 金要件加算 額の算出額 1/2	月額賃 金要件・賃金体 系の整備等、研修 等の実施等 月額賃 金要件 IIを補 て算出する 算出額 1/2	月額賃 金要件・賃金体 系の整備等、研修 等の実施等 月額賃 金要件 Iを補 て算出する 算出額 1/2	改善後の賃金要件 (年400円以上)を 満たす範 囲	配置等要件の状況 が分かることで算 定状況
5,540,808	○		○	○	○	対象加算なし
3,546,702	○		○	○	○	対象加算なし
58,170	○		○	○	○	対象加算なし
6,642,084	○		○	○	○	対象加算なし
4,959,156	○		○	○	○	対象加算なし
88,350	○		○	○	○	対象加算なし
3,868,344	○		○	○	○	福祉専門職員配置等 加算
358,362	○		○	○	○	対象加算なし
1,982,178	○		○	○	○	福祉専門職員配置等 加算
572,112	○		○	○	○	対象加算なし

障害福祉 サービス等 事業所番号	事業所の所在地 都道府県 市町村	事業所名 サービス名	一月あたり障害者就業 サービス(印) (a)	令和7年3 月時点区分 加算率	令和7年4月以 降に算定する 改善加算の区分 (b)	算定対象月 (d)	①月額賃金要件 I ※通常は令和7年4月～令和8年3月	②月額賃金要件 II ※通常は令和7年4月～令和8年3月	③・④キャリアバス要件 I・II		⑤キャリアバス要件 III	⑥キャリアバス要件 IV	⑦キャリアバス要件 V	
									処遇改善加算 見込額(円) (a×b×c)	IV相当の見込額 1/2	月額賃 金要件 新たに増加する 金額を算出する 際の見込額	月額賃 金要件 旧たる見込額 1/2	月額賃 金要件 改訂後の見込額 の見込額	
11 4210500288	長崎県 長崎県 大村市	ワーケーション 勤務支援B型	2,804,567	短遇改善加算 I 9.3%	短遇改善加算 I 9.3% 令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	3,129,900	1,043,298	○	○	○	○	○	○	福祉専門職員配置等 加算
12 421050072	長崎県 長崎県 大村市	ヘルペーステー ションスマイル 居宅介護	716,786	短遇改善加算 I 41.7%	短遇改善加算 I 41.7% 令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	3,586,800	1,174,098	○	○	○	○	○	○	特定事業所加算
13 421050072	長崎県 長崎県 大村市	ヘルペーステー ションスマイル 重度訪問介護	62,863	短遇改善加算 I 34.3%	短遇改善加算 I 34.3% 令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	258,744	82,602	○	○	○	○	○	○	特定事業所加算
14 421050072	長崎県 長崎県 大村市	ヘルペーステー ションスマイル 行動支援	255,438	短遇改善加算 I 38.2%	短遇改善加算 I 38.2% 令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	1,170,924	380,094	○	○	○	○	○	○	特定事業所加算
15 421050072	長崎県 長崎県 大村市	ヘルペーステー ションスマイル 同行支援	700,607	短遇改善加算 I 41.7%	短遇改善加算 I 41.7% 令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	3,505,836	1,147,596	○	○	○	○	○	○	特定事業所加算
16 4210500254	長崎県 長崎県 大村市	キャラバンヘルプ 勤務支援B型	4,481,365	短遇改善加算 I 9.3%	短遇改善加算 I 9.3% 令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	5,001,204	1,667,070	○	○	○	○	○	○	福祉専門職員配置等 加算
17 4221050054	長崎県 長崎県 大村市	大村地域生活 共同生活援助(介 護サービス(包括型))	9,731,678	短遇改善加算 I 14.7%	短遇改善加算 I 14.7% 令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	17,166,684	6,130,956	○	○	○	○	○	○	福祉専門職員配置等 加算
18 421050026	長崎県 長崎県 大村市	デイサービスふく やさり	3,496,301	短遇改善加算 I 8.1%	短遇改善加算 I 8.1% 令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	3,398,400	1,153,782	○	○	○	○	○	○	福祉専門職員配置等 加算
19 4210500452	長崎県 長崎県 大村市	いきいき園園 勤務支援B型	4,113,020	短遇改善加算 I 9.3%	短遇改善加算 I 9.3% 令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	4,590,132	1,530,042	○	○	○	○	○	○	福祉専門職員配置等 加算
20 4210401529	長崎県 長崎県 諫早市	ふかげ園園 生活介護	5,113,958	短遇改善加算 I 8.1%	短遇改善加算 I 8.1% 令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	4,970,772	1,687,608	○	○	○	○	○	○	福祉専門職員配置等 加算
21 4210401511	長崎県 長崎県 諫早市	ふかげ園園 短期入所	1,377,306	短遇改善加算 I 15.9%	短遇改善加算 I 15.9% 令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	2,627,904	950,340	○	○	○	○	○	○	対象加算なし
22 4210401651	長崎県 長崎県 諫早市	地域生活支援 センター等	54,269	短遇改善加算 I 15.9%	短遇改善加算 I 15.9% 令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	103,548	37,446	○	○	○	○	○	○	対象加算なし
23 4220401667	長崎県 長崎県 諫早市	地域生活支援 センター等	7,272,001	短遇改善加算 I 14.7%	短遇改善加算 I 14.7% 令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	12,827,808	4,581,360	○	○	○	○	○	○	福祉専門職員配置等 加算

別紙様式2-1（処遇改善加算 総括表）

提出先	長崎市
-----	-----

福祉・介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書(令和7年度)

1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジンコトノウミカイ				
法人名	社会福祉法人ことの海会				
法人所在地	〒 856-0845 長崎県大村市大里町1150番地				
フリガナ	フルヤマ ユウコ				
書類作成担当者	古山 優子				
連絡先	電話番号 0957-47-5005	E-mail center@kotonoumi.com			

2 賃金改善計画: 加算額以上の賃金改善について(全体)

令和7年度に賃金改善が必要な額と賃金改善の見込額			
① 令和7年度の加算の見込額	a)	1,944,888	円
② 令和6年度の加算額のうち、令和7年度の賃金改善に充てるために繰り越す予定の額	b)	0	円
③ 令和7年度の賃金改善に充てる必要がある加算の見込額(賃金改善が必要な額)(a + b)	c)	1,944,888	円
④ 令和7年度の賃金改善の見込額 (③の額以上となること。障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等事業から人件費に充てた額を除く。)	d)	2,648,205	円

【記入上の注意】

- 障害福祉現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへつながるよう、令和6年度分の加算額の全額を令和6年度内の賃金改善に充てることは求めず、障害福祉サービス事業者等の判断により、その一部を令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることを認めている。令和7年度に繰り越す予定の額を(b)に記載すること。また、繰越分は全額令和7年度の賃金改善に充て、期間中に事業所が休廃止した場合には、必ず一時金等により福祉・介護職員その他の職員の賃金として配分すること。
- (d)には、令和6年度からの繰り越し分(b)の配分を含め、令和7年度に実施する賃金改善の見込額を計算し、記入すること。
その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 福祉・介護職員等処遇改善加算の要件について

(1)月額賃金改善要件 I (処遇改善加算IVの1/2以上の月額賃金改善) 【処遇改善加算 I ~ IV】

別紙様式2-2「①月額賃金改善要件 I」の欄から転記		
① 令和7年度の処遇改善加算IV相当の見込額の1/2	727,476	円
② 令和7年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額 (①の見込額以上となること)	2,269,890	円

【記入上の注意】

- 令和7年4月以降の処遇改善加算の配分方法のうち、基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)で行っている賃金改善の総額を記入してください。

(2)月額賃金改善要件 II (旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善) 【処遇改善加算 I ~ IV】

※令和7年3月時点で処遇改善加算V(1)・(3)・(5)・(6)・(8)・(10)・(11)・(12)・(14)を算定していた事業所のみ

別紙様式2-2「②月額賃金改善要件 II」の欄から転記		
_____	_____	_____

(3)キャリアパス要件 I・II(任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等)【処遇改善加算I～IV】

別紙様式2-2「③・④キャリアパス要件 I・II」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)

(4)キャリアパス要件III(昇給の仕組みの整備等)【処遇改善加算I～III】

別紙様式2-2「⑤キャリアパス要件III」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)

(5)キャリアパス要件IV(改善後の賃金要件)【処遇改善加算I・II】

別紙様式2-2「⑥キャリアパス要件IV」の欄から転記

□
□
□
□

(6)キャリアパス要件V(配置等要件)【処遇改善加算I】

(7)職場環境等要件【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等事業の要件を満たしており、補助金を申請予定又は申請済であるため、
令和7年度中の職場環境等要件の適用が猶予される。



4 要件を満たすことの確認・証明

- 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認事項	証明する資料の例 (指定権者からの求めに応じて提出)	○
✓ 処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。 また、処遇改善加算による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	就業規則、給与規程、 給与明細等	
✓ 令和7年度に繰り越す予定の額(2(②))がある場合は、全額、令和7年度の賃金改善に充てます。 期間中に事業所が休廃止した場合には、一時金等により福祉・介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、 給与明細等	
✓ キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲのうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に書面を整備します。	就業規則、給与規程、 資質向上のための計画等	
✓ 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—	
✓ 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、 確定保険料申告書	
✓ 本計画書の内容及び賃金改善の方法を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書	
✓ 指定権者のホームページ等で申請先を確認しており、処遇改善加算の提出先として案内であった申請先に提出します。	—	

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本様式への虚偽記載のほか、処遇改善加算の請求に関して不正があつた場合及び指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかつた場合は、障害福祉サービス等報酬の返還や指定取消となる場合がある。

本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いがないこと及び 記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。	○
令和 7 年 4 月 14 日 法人名 社会福祉法人ことの海会 代表者 職名 理事長 氏名 芦塚 泰三	○

(確認用) 提出前のチェックリスト

- 以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。
- ※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について	○
令和7年度に繰り越す予定の額を含む、令和7年度の賃金改善が必要な額以上の賃金改善を行う計画となっていること	○

3 福祉・介護職員等処遇改善加算の要件について		
(1) 月額賃金改善要件Ⅰ	処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善を行う計画になっていること	○
(2) 月額賃金改善要件Ⅱ	旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善を行う計画になっていること	○
(3) キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に福祉・介護職員の任用要件・賃金体系を定めること及び研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること	○
(4) キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に昇給の仕組みを整備することを誓約していること	○
(5) キャリアパス要件Ⅳ	改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になっていること。ただし、満たさない場合は、小規模事業所等である等の理由を記載すること	○
(6) キャリアパス要件Ⅴ	キャリアパス要件Ⅴ(配置等要件)を満たすこと	○
(7) 職場環境等要件	障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等事業を申請予定若しくは申請済である又は各加算区分の算定に必要な要件を満たしていること 障害福祉サービス等情報公表システム等での見える化要件を満たすこと	○

4 要件を満たすことの確認・証明	○
・ 必要な項目が全て選択されていること	○
・ 誓約・記名が行われていること	○

別紙様式2-2(処遇改善加算 個票)

提出先 群馬市

【記入上の注意】
・オレンジ色・カーキ色は必ず入力してください。空欄がある場合は下線となります。

法人名	社会福祉法人ことの浦会
施設運営費(東洋型の会計)[円]	1,944,388 円
施設運営費(東洋型の会計) うち、運営費相当の「2.施設運営費の合計[円]」	727,476 円
(会計形式2-2-32)(引数記)	0 円

【記入上の注意】
・改善料の支給が年額40万円以上であることは、処遇改善加算による支給を含む金額で判断すること。

障害福祉事業所番号 指定管理者名 事業所名	事業所の所在地 都道府県 市区町村	サービス名 一月あたり障害者料 サービス料額 (a)	令和7年3 月時点の算 定期区分	令和7年4月以 前後に算定する追加改 善加算の区分 (b)	算定期 (d) ※通常は令和7年4月～令和8年3月	算定期 見込額[円] (a×b×c)	施設運営費加算 見込額[円] (a×b×c)	月額賞 金要件Ⅰ 月額賞 金要件Ⅱ 月額賞 金要件Ⅲ 月額賞 金要件Ⅳ 月額賞 金要件Ⅴ	①月額賞金要件Ⅰ ②月額賞金要件Ⅱ ③・④キャリアバス要 件Ⅰ・Ⅱ ⑤キャリアバス要 件Ⅲ ⑥キャリアバス要 件Ⅳ ⑦キャリアバス要 件Ⅴ
1 42501724 長崎市	長崎県 長崎市	ふわり清石 放課後等デイサー ビス	1,237,208	初期改善加算Ⅱ 13.1%	経過改善加算Ⅲ 13.1%令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	1,944,888	727,476	○	○ ○ 1
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									

施設運営費(東洋型の会計)[円]	1,944,388 円
施設運営費(東洋型の会計) うち、運営費相当の「2.施設運営費の合計[円]」	727,476 円
(会計形式2-2-32)(引数記)	0 円

⑥キャリアバス要件VIについて(「令和7年度の算定予定」について)

改善料の支給が年額40万円以上となる者の数	1
処遇改善算1・IIの算定を届けた事業所数	1

別紙様式2-1（処遇改善加算 総括表）

提出先

長崎県

介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書(令和7年度)

1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジンコトノウミカイ		
法人名	社会福祉法人ことの海会		
法人所在地	〒 856-0845 長崎県大村市大里町1150番地		
フリガナ	フルヤマ ユウコ		
書類作成担当者	古山 優子	E-mail	center@kotonoumi.com
連絡先	電話番号	0957-47-5005	

2 賃金改善計画: 加算額以上の賃金改善について(全体)

令和7年度に賃金改善が必要な額と賃金改善の見込額			
① 令和7年度の加算の見込額	a)	4,454,160	円
② 令和6年度の加算額のうち、令和7年度の賃金改善に充てるために繰り越す予定の額	b)	0	円
③ 令和7年度の賃金改善に充てる必要がある加算の見込額(賃金改善が必要な額)(a + b)	c)	4,454,160	円
④ 令和7年度の賃金改善の見込額 (③の額以上となること。介護人材確保・職場環境改善等事業から人件費に充てた額を除く。)	d)	5,959,696	円

【記入上の注意】

- 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、令和6年度分の加算額の全額を令和6年度内の賃金改善に充てることは求めず、介護サービス事業者等の判断により、その一部を令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることを認めている。令和7年度に繰り越す予定の額を(b)に記載すること。また、繰越分は全額令和7年度の賃金改善に充て、期間中に事業所が休廃止した場合には、必ず一時金等により介護職員その他の方の賃金として配分すること。
- (d)には、令和6年度からの繰り越し分(b)の配分を含め、令和7年度に実施する賃金改善の見込額を計算し、記入すること。
その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 介護職員等処遇改善加算の要件について

(1)月額賃金改善要件 I (処遇改善加算IVの1/2以上の月額賃金改善) 【処遇改善加算 I ~ IV】

別紙様式2-2「①月額賃金改善要件 I」の欄から転記		
① 令和7年度の処遇改善加算IV相当の見込額の1/2	1,435,440	円
② 令和7年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額 (①の見込額以上となること)	5,108,310	円

【記入上の注意】

- 令和7年4月以降の処遇改善加算の配分方法のうち、基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)で行っている賃金改善の総額を記入してください。

(2)月額賃金改善要件 II (旧ペア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善) 【処遇改善加算 I ~ IV】

※令和7年3月時点での処遇改善加算V(1)-(3)-(5)-(6)-(8)-(10)-(11)-(12)-(14)を算定していた事業所のみ

別紙様式2-2「②月額賃金改善要件 II」の欄から転記		

(3)キャリアパス要件 I・II(任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等)【処遇改善加算I～IV】

別紙様式2-2「③・④キャリアパス要件 I・II」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)

(4)キャリアパス要件III(昇給の仕組みの整備等)【処遇改善加算I～III】

別紙様式2-2「⑤キャリアパス要件III」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)

(5)キャリアパス要件IV(改善後の賃金要件)【処遇改善加算I・II】

別紙様式2-2「⑥キャリアパス要件IV」の欄から転記

□
□
□
□

(6)キャリアパス要件V(介護福祉士等の配置要件)【処遇改善加算I】

別紙様式2-2「⑦キャリアパス要件V」の欄から転記

(7)職場環境等要件【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

介護人材確保・職場環境改善等補助金の要件を満たしており、補助金を申請予定又は申請済であるため、
令和7年度中の職場環境等要件の適用が猶予される。



4 要件を満たすことの確認・証明

- 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認事項	証明する資料の例 (指定権者からの求めに応じて提出)	○
✓ 処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。 また、処遇改善加算による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	就業規則、給与規程、 給与明細等	
✓ 令和7年度に繰り越す予定の額(2.(2))がある場合は、全額、令和7年度の賃金改善に充てます。 期間中に事業所が休廃止した場合には、一時金等により介護職員その他の職員の賃金として分配します。	就業規則、給与規程、 給与明細等	
✓ キャリアパス要件 I ~ III のうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に書面を整備します。	就業規則、給与規程、 資質向上のための計画等	
✓ 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—	
✓ 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、 確定保険料申告書	
✓ 本計画書の内容及び賃金改善の方法を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書	
✓ 指定権者のホームページ等で申請先を確認しており、処遇改善加算の提出先として案内であった申請先に提出します。	—	

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本様式への虚偽記載のほか、処遇改善加算の請求に関して不正があつた場合及び指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかつた場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

○

本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いがないこと及び
記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。

令和 7 年 4 月 14 日 法人名 社会福祉法人ことの海会
代表者 職名 理事長 氏名 芦塚 泰三

(確認用) 提出前のチェックリスト

- 以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。
- ※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について

令和7年度に繰り越す予定の額を含む、令和7年度の賃金改善が必要な額以上の賃金改善を行う計画となっていること	○
---	---

3 介護職員等処遇改善加算の要件について

(1) 月額賃金改善要件 I	処遇改善加算IVの1/2以上の月額賃金改善を行う計画になっていること	○
(2) 月額賃金改善要件 II	旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善を行う計画になっていること	
(3) キャリアパス要件 I・II	キャリアパス要件 I(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件 II(研修の実施等)の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に介護職員の任用要件・賃金体系を定めること及び研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること	○
(4) キャリアパス要件 III	キャリアパス要件 III(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に昇給の仕組みを整備することを誓約していること	○
(5) キャリアパス要件 IV	改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になっていること。ただし、満たさない場合は、小規模事業所等である等の理由を記載すること	○
(6) キャリアパス要件 V	キャリアパス要件 V(介護福祉士等の配置要件)を満たすこと	○
(7) 職場環境等要件	介護人材確保・職場環境改善等事業を申請予定若しくは申請済である又は各加算区分の算定に必要な要件を満たしていること 情報公表システム等での見える化要件を満たすこと	○

4 要件を満たすことの確認・証明

・ 必要な項目が全て選択されていること	○
・ 誓約・記名が行われていること	○

別紙様式2-2(処遇改善加算 個票)

提出先 連絡用

【記入上の注意】
・オレンジ色のセルは必ず入力してください。空欄がある場合は不備となります。

法人名 社会福祉法による法人の済会

施設運営費等(東京都の合計)[円]	4,454,160
うち、施設運営費相当の「2.施設運営の合計[円]」	1,435,440
(施設運営費などに相当する日用品・アメニティ等の合計)[円]	0

【記入上の注意】
・改善後の賃金が年額40万円以上であることは、処遇改善加算による賃金改善額を含む金額で判断すること。
・改善後の賃金が年額40万円以下であることは、処遇改善加算による賃金改善額を含む金額で判断すること。

⑥キャリアバス要件IVについて(令和7年度の算定予定)について

改善後の賃金(年額440万円以上となる者の数) 処遇改善加算I、IIの算定を届け出た事業所数 (契約個人・予約・総合事業の登録係)	1
---	---

介護保険 事務受付番 号	指定機器 名	事業所の所在地 事業所名 市町村	事業所名 都道府県	サービス名 1単位 あらわしの 複数個数(改 善額を除く) [単位] (a)	1単位 あらわしの 月時給の算 定期分 (b)	加算率 令和7年4月以 降定する処遇改 善加算の区分 (c)	算定对象月 (d) ※通常は令和7年4月～令和8年3月	①月額賃金要件 I 処遇改善加算 員込額[円] (a × b × c × d)	②月額賃金要件 II 処遇改善加算 員込額[円] (a × b × c × d)	③～④キャリアバス要 件 I・II 新規改修加算 員込額[円] (a × b × c × d)	⑤キャリアバス要 件 III 既存改修加算 員込額[円] (a × b × c × d)	⑥キャリアバス要 件 IV 既存改修加算 員込額[円] (a × b × c × d)
1 4270501036	長崎県 大村市	ハイバーステー ションスマイル	長崎県 大村市	訪問介護	100.209	10.00	処遇改善加算 I 24.5%	24.5% 令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月 (12 ヶ月)	2,946,120	871,800	○	○
2 4270501036	長崎県 大村市	ハイバーステー ションスマイル	長崎県 大村市	訪問介護	12,925	10.00	処遇改善加算 I 24.5%	24.5% 令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月 (12 ヶ月)	380,040	112,440	○	○
3 4270502224	長崎県 大村市	デーサービス等 雷	長崎県 大村市	通所介護	117,500	10.00	処遇改善加算 II 8.0%	8.0% 令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月 (12 ヶ月)	1,126,000	451,200	○	○
4									令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)			
5									令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)			
6									令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)			
7									令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)			
8									令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)			
9									令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)			
10									令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)			